



発行 新潟県

号外 1
令和3年6月17日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主要目次

告示

787 知事指定薬物の指定（感染症対策・薬務課）



◎新潟県告示第787号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和3年6月17日

新潟県知事 花角英世

1 知事指定薬物の名称

- (1) N- $\{1-[2\text{-ヒドロキシ}-2-(\text{チオフェン}-2\text{-イル})\text{エチル}]\text{ピペリジン}-4\text{-イル}\}$ -N-フェニルプロパンアミド（通称名： $\beta\text{-Hydroxythiofentanyl}$ ）及びその塩類
- (2) メチル=2-[1-(4-フルオロプロピル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート（通称名： 4F-MDMB-BICA 、 4F-MDMB-BUTICA ）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和3年6月18日